コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

最終更新日：2016 年 3 月 28 日
株式会社ツバキ・ナカシマ
代表執行役 CEO　髙宮　勉
問合せ先：CSO（Chief Strategic Officer）オフィス
TEL：06－6224－0193
証券コード：6464
http://www.tsubaki.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、グローバル規模で事業を行い成長させる観点から、透明性・客観性の高いガバナンス体制を目指しております。さらに、効率性・専門性を持つグループ会社管理機能を実現し、一体感のあるグループ経営体制を構築していきます。
当社は、(1) 取締役会及び執行役の権限・業務範囲の明確化により、意思決定の機動性を向上させること、(2) 社外取締役が過半数を占める指名委員会・報酬委員会・監査委員会を設置することにより、経営の透明性向上を図ると共に、専門性の高い社外取締役により取締役会の監督機能を一層効果的なものとすること、(3) 独立性と見識を備えた社外取締役が取締役会及び各委員会において、社外の視点から助言等を行うことにより経営監視機能を発揮することを目的として、指名委員会等設置会社を機関設計として採用しております。
当社のコーポレート・ガバナンス体制は、監督機関としての取締役会及び指名委員会・報酬委員会・監査委員会、業務執行機関としての執行役会、並びに代表執行役 CEO を長とするコンプライアンス委員会から構成されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

２．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
CJP TN HOLDINGS, L. P.	18,647,300	46.89
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,439,400	3.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,109,500	2.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	935,000	2.35
野村信託銀行株式会社（投信口）	678,300	1.71
THE BANK OF NEW YORK 133522	636,300	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	482,500	1.21
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	475,700	1.20
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	456,200	1.15
MSCO CUSTOMER SECURITIES	453,016	1.14

支配株主名	―

親会社名	―
親会社の上場取引所	―

補足説明

大株主の状況は、2015 年 12 月 31 日現在の状況です。
2016 年３月 23 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、Capital International Limited 及びその共同保有者３名が 2016 年３月 15 日現在で 2,828,400 株（株券等所有割合 7.11%）を所有している旨が記載されているものの、当社として 2015 年 12 月 31 日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000 人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10 社以上 50 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	７名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	４名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	３名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大塚　博行	他の会社の出身者							○				
河野　研	公認会計士／税理士											
石井　英夫	他の会社の出身者											
淡輪　敬三	他の会社の出身者											

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
大塚　博行	○	○	○		―	グローバルな視野を有し、多岐に亘るビジネスに参画された経験を活かし、当社に対して適切な経営監督が実施できると判断し、選任しました。
河野　研		○	○	○	―	公認会計士・税理士としての豊富な経験と見識から、当社に対して公正かつ客観的な経営の監督を行っていただけると判断し、選任しました。 また同氏は、取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、独立役員として指定しました。
石井　英夫	○			○	―	グローバルレベルの製造業における経営経験及びコンサルタントとしての視野をもって、当社に対して公正かつ客観的な経営の監督を行っていただけると判断し、選任しました。 また同氏は、取引所の定める独立性判断基準において問題とされうる事項はなく、独立役員として指定しました。
淡輪　敬三	○		○	○	―	他社の経営者並びに社外役員としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社に対して適切な経営の監督を行っていただけると判断し、選任しました。 また同氏は、取引所の定める独

						立性判断基準において問題とされうる事項はなく、独立役員として指定しました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	3	－	－	3	社外取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査委員会	3	－	－	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	９名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員会	報酬委員会	
髙宮　勉	あり	あり	×	○	なし
山田　賢司	あり	あり	×	×	なし
小原　シェキール	なし	あり	×	×	なし
廣田　浩治	なし	なし	×	×	なし
島田　一也	なし	なし	×	×	なし
酒井　秀行	なし	なし	×	×	なし
茅原　和朗	なし	なし	×	×	あり
張　　立	なし	なし	×	×	あり
吉田　保夫	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は監査委員全てが社外取締役のため、監査委員会の職務を補助する補助人を選任しております。当該補助人は専任かつ常勤であり、日常業務の状況を適時に監査委員へ報告を行う体制を構築しております。また、使用人である補助人の独立性を確保するため、補助人の選任解任及び人事評価は、監査委員会の同意を得るものとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。 監査委員会と会計監査人との間で、適宜、情報及び意見交換を行う場を設けております。また、当該連携には監査委員会補助人も同席しており、監査計画、監査体制及び監査の実施報告を受け、留意事項等についての共有がなされております。 また当社は、内部監査専任者を選任しており、代表執行役 CEO の指揮の下、内部監査を実施しております。なお、当該内部監査専任者と監査委員会及び同補助人との間では、適宜情報交換を行っており、内部監査計画や内部監査の報告を実施しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	３名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入,ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役・執行役の報酬は、過半数が社外取締役より構成されている報酬委員会により決定されております。公正かつ中立的な立場からの報酬決定となるよう、取締役・執行役の役割及び職務執行状況を勘案し、適正に決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,執行役,従業員,子会社の取締役,子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役・執行役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めると共に、優秀な人材を確保することを目的として、当社グループの取締役・執行役及び従業員に対し、インセンティブとしてストックオプションを付与しております。

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役・執行役の報酬は、取締役・執行役別に事業報告にて総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役・執行役の報酬は、ベース報酬（役職・職責・役割に応じた固定報酬）及び業績連動型報酬（売上・フリーキャッシュフロー・EBITDA を基準に、事業計画における経営目標の達成状況等を総合的に加味した上で、個人の貢献度合に応じて決定）で構成され、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境、当社の業績及び各人の職務内容を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。なお、執行役を兼務しない取締役に対しては、業績連動型報酬を設定しません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対し、取締役会開催前に取締役会事務局より、決議事項・報告事項の事前通知及び説明資料の送付を行うこととしております。
また、指名委員会・報酬委員会・監査委員会の各委員として選定された社外取締役に対し、各委員会の事務局がサポートを行います。
なお、社外取締役に対して当社の企業理念・企業文化・経営環境等についての情報提供、主要事業所視察、当社に関連する情報提供等を企画・実施しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能は下記のとおりです。
【取締役会】
取締役７名（うち社外取締役４名）で構成されており、経営の基本方針を決定すると共に、執行役の業務執行状況を監督しております。
【指名・報酬・監査の各委員会】
１．指名委員会
社外取締役３名で構成されており、委員全てを社外取締役で構成することにより、指名の適正性を確保する体制としております。指名委員会では取締役選任・解任議案の内容を決定いたします。
２．報酬委員会
取締役３名（うち社外取締役２名）で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、報酬の適正性を確保する体制としております。報酬委員会では取締役・執行役の報酬等の基本方針及び個人別の報酬額を決定いたします。
３．監査委員会
社外取締役３名で構成されております。各々が異なる専門分野を有する社外取締役により構成することで、様々な視点での監査が可能であると考え選任をしております。監査委員会では、取締役・執行役の業務執行の監査・監督及び株主総会に提出する会計監査人の選任・解任議案の内容を決定いたします。
なお、専任の常勤監査委員会補助人が監査委員会の補佐を行う体制を構築しております。

【執行役】
毎週開催する執行役会で情報共有や審議を行いながら、取締役会の監督の下、委任を受けた業務の執行を行っております。
【監査体制】
独立した監査委員会・同補助人及び代表執行役 CEO 直轄の内部監査室が、会計監査人並びに法律顧問と連携し、監査体制を構築しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監督と執行の分離により監督機能を強化しつつ経営の迅速性を確保することが企業価値を高める手段であると考え、2013 年 3 月から指名委員会等設置会社を機関設計として採用しております。
また当社では、取締役会の過半数が社外取締役で構成されています。各社外取締役は、各々が独自の専門分野を有しており、豊富な経験と幅広い見知に基づき、経営に対するアドバイスや意見交換を行っており、監督機能を十分に果たしております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めると共に、当社ホームページへ掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまにご参加いただくため、株主総会開催日の設定には留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題として参ります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題として参ります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題として参ります。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社 HP にて公表しております。 http://www.tsubaki.com/jp/ir/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題として参ります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	本決算及び第 2 四半期累計期間決算発表時にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を行うほか、必要に応じてアナリスト主催のスモールミーティングや個別取材への対応を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表者並びに IR 担当役員による年数回の海外投資家への個別訪問を実施しております。また証券会社主催による海外投資家のための合同説明会等へ参加しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	下記のＵＲＬにて、決算短信のほか、取引所でディスクローズした資料、有価証券報告書、決算説明会資料などを掲載しております。 http://www.tsubaki.com/jp/ir/index.html	
IR に関する部署(担当者)の設置	CSO（Chief Strategic Officer）オフィス	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全ての役員・従業員等が遵守する行動指針を「企業行動憲章」として定め、公正・透明な行動、企業情報の適時適切な提供、社会貢献等の基本的な考え方を共有し、徹底しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	検討課題として参ります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時適切な情報開示を基本方針とし、あらゆるステークホルダーの皆さまに当社を理解していただき、適正な評価とご支援を頂戴すべく、努めて参ります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムを下記のとおり整備しております。

１．執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制

①執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会では、各執行役による業務執行状況の定例報告を実施し、職務内容が法令及び定款に適合することを確認しうる体制をとっております。

②執行役の職務が効率的に行われていることを確保するための体制

各執行役の職務は、取締役会において決定された各執行役の担当する領域、及び取締役会から委任を受けた領域がある場合は、その範囲内で行われております。

日常的な意思決定においては、決定事項の重要性・リスク等に応じて決裁方法を区分しており、これらを定めた「職務権限規程」に基づき意思決定を行います。

③使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・社内規程を継続的に使用人へ周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う体制としております。

・代表執行役 CEO は直轄の内部監査室による定期的な内部監査を実施し、内部監査報告書及び同結果通知書を発行し、当該内部監査の結果を速やかに関係者にて共有し、結果のフォローを行う体制としております。

・反社会的勢力とのかかわりを排除するため、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」及び「反社会的勢力排除対応マニュアル」を策定し、反社会的勢力に対する具体的な対応方法等を周知しております。

・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、整備・評価・是正を行うことにより、適正な内部統制システムを構築する体制としております。

・重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の社内報告体制として、内部通報制度を構築し、運用しております。

２．執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項

各執行役は、取締役会により決定された担当する領域の職務を行うものとし、一定以上の業務の決定は、執行役会による審議を経て行うこととしております。

３．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務他の報告を受け、適正な管理体制を確保する体制を構築しております。

４．監査委員会の職務の執行のために必要な事項

①監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会は、監査委員会の監査を補助すべき専任かつ常勤の使用人（監査委員会補助人）を置いており、当該補助人は、執行役から独立して業務を遂行することができるものとしております。また、当該補助人の選任及び解任は、監査委員会の合意を要するものとしております。

②執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他監査委員会への報告に関する体制
執行役は毎月開催される取締役会に出席して、また監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとしております。また執行役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には直ちに、監査委員会に当該事実を報告するものとしております。
③その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員会は自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することでその実効性を高めるものとしております。監査委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けると共に、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼することとしております。また、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとして、また決算関係の業務については、監査委員会は会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にして監査を行っております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業の社会的責任及び当社企業防衛の観点から、反社会的勢力排除は経営上重要であり、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」及び「反社会的勢力排除対応マニュアル」等を制定しております。
この規程に基づき、株主・取引先等の反社会的勢力の該当性を確認しております。
また、暴力団排除条項入りの取引契約又は覚書を、全ての取引先との間で締結しております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

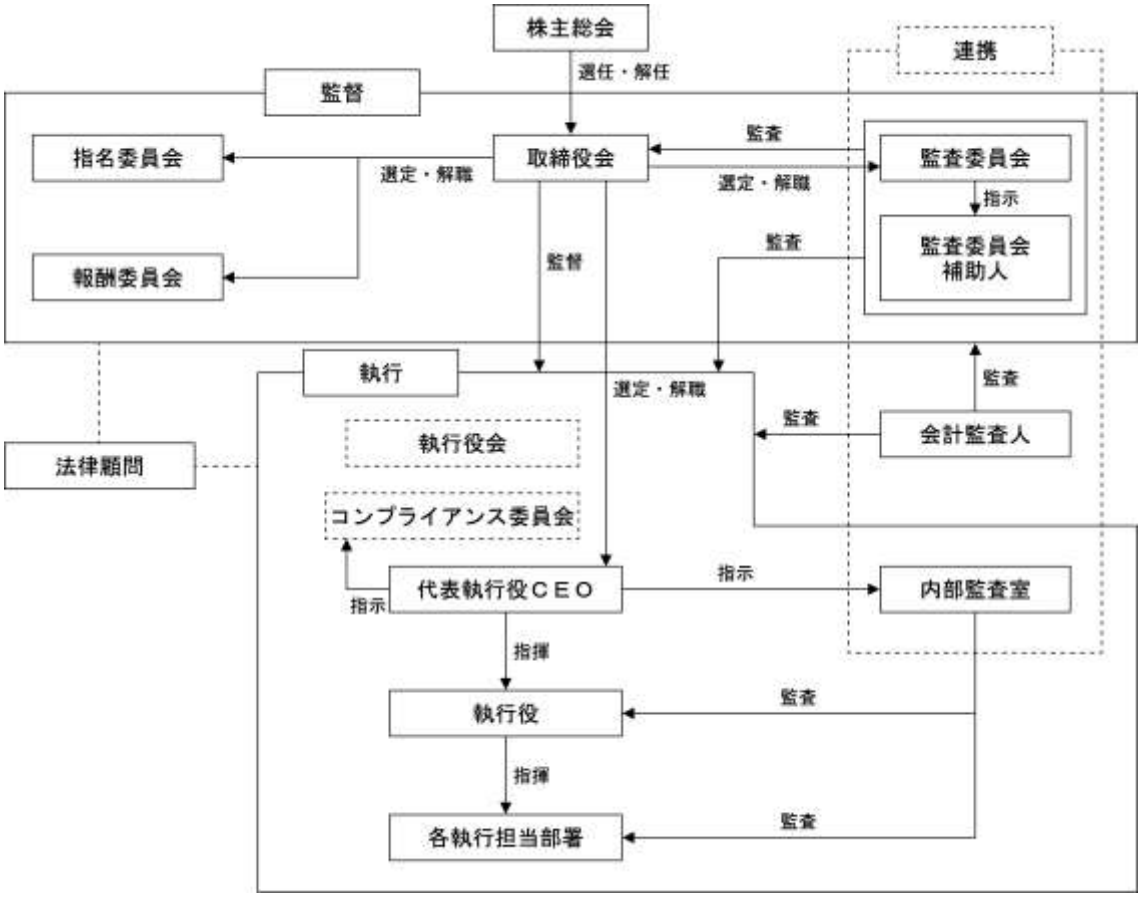
該当項目に関する補足説明

―

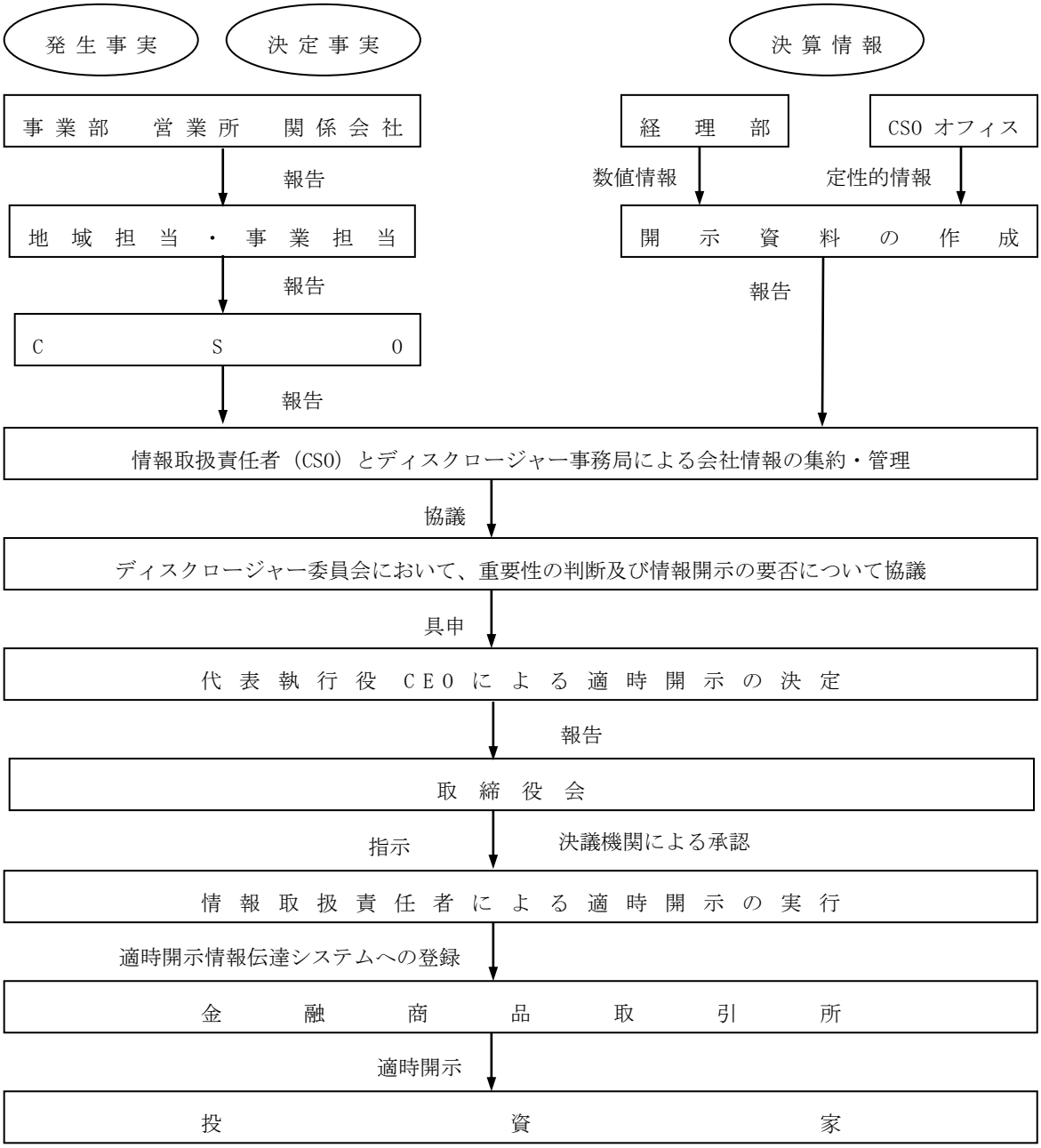
２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、次のとおりであります。
当社は、当社及び子会社等のグループ各社において、重要な決定又は発生した事実並びに決算情報を、各担当執行役又は担当責任者等を経由して情報取扱責任者及び情報開示担当部門が把握・管理し、適時開示規則又は IR 的観点から開示事項に該当するか否かの協議をし、代表執行役 CEO が判断を行い、該当する場合は、決定事実及び決算情報については取締役会の決定又は承認後、また発生事実については発生後、それぞれ遅滞なく適時開示を行います。
また、適時開示後できる限り速やかに、当社ホームページに IR 情報として掲載いたします。

【模式図(参考資料)】


株主総会
選任・解任
連携
監督
指名委員会
取締役会
監査
監査委員会
選定・解職
選定・解職
指示
監査委員会
補助人
報酬委員会
監督
監査
執行
選定・解職
監査
会計監査人
法律顧問
執行役会
コンプライアンス委員会
代表執行役ＣＥＯ
指示
指示
内部監査室
指揮
執行役
監査
指揮
各執行担当部署
監査

【適時開示体制の概要（模式図）】



以上